

第4章 各論

第1節 ニューヨーク州ニューヨーク市

； コミュニティー委員会 (Community Board)

1 コミュニティー委員会の沿革

市民の市政への参画を推進する動きは、1950年代からその萌芽を見ることができるが、行政側のリーダーシップによる2つの別々な動きが後の「コミュニティ委員会」へと発展していくこととなった。

最初の動きは、1951年に、マンハッタン区長であったロバート・ワグナー氏が同区内に12の「コミュニティ計画協議会 (Community Planning Council)」を設置したことに始まる。各協議会は、それぞれ15名から20名ほどの委員から構成され、区長に対して地域計画及び予算編成に関する助言を与えることを任務とされていた。1963年の市自治憲章改正により、このコミュニティ計画協議会は正式に立法的位置付けを得ることになり、マンハッタン区以外の各区においても設置が義務付けられることとなった結果、全市域において合計62の計画協議会が置かれることとなった。

もう一つの動きとしては、ジョン・リンゼイ市長（在職1966年-73年）による「地域のミニ市役所 (Little City Hall)」の試みがあった。市長は市の各地域を管轄する地域区管理者 (District Manager) を任命し、当該地域における市の行政サービスの提供のあり方を監視する任務を与えた。

1975年の市自治憲章の改正により、ワグナー氏の「協議会」とリンゼイ氏の「ミニ市役所」は統合され、コミュニティ委員会とその事務局としての地域区管理者というスタイルに一本化された。この結果、同年には全市域に合計59のコミュニティ委員会が設置されることとなったのである。

その後、1989年の憲章改正により、コミュニティ委員会には新たに環境監視の権限が付加されるなど、市の機構改革と相まって、コミュニティ委員会はますますその重要性を増しつつある。

2 コミュニティー委員会の概要

(1) 根拠法令

ニューヨーク市自治憲章 (New York City Charter) 第 70 章
(別添邦訳 (資料 2) 参照)

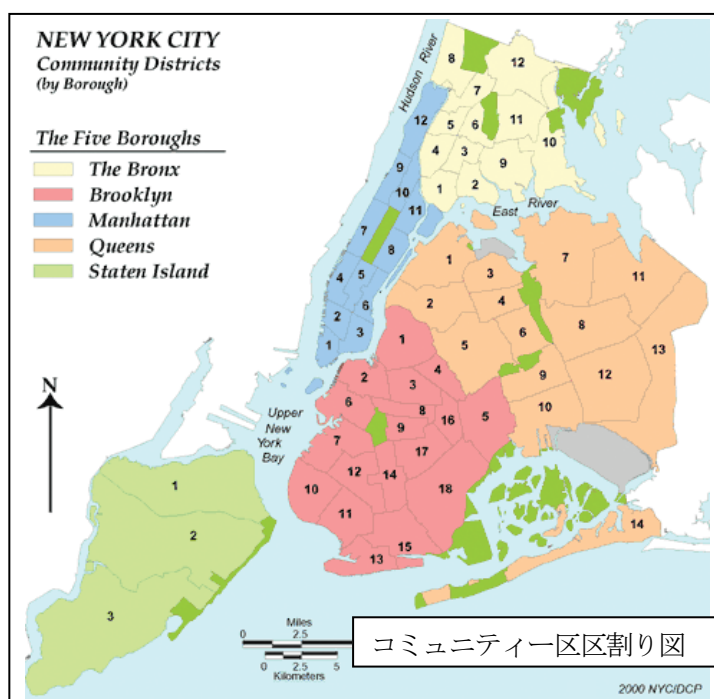
(2) 区域及び設定根拠

①設置数

市内に 59 のコミュニティー委員会が存在している。

マンハッタン区-12
ブルックリン区-12
ブルックリン区-18
クイーンズ区-14
スタテンアイランド区-3

コミュニティー委員会は、市議会により採択された「コミュニティー区 (Community District)」(右図) の区割りごとに置かれることとされている。



②区域設定

自治憲章第 69 章の規定に基づき、市長が市議会の議決を経て設定する。設定に当たっては、以下の要件に該当するよう考慮することが要請されている。

- i) 単一の行政区に包含され、市の発展の過程で生じた歴史的・地理的共通性及び同一性を有する地域であること (憲章 § 2701a)。
- ii) 市の関係行政機関により提供される行政サービス (警察、衛生サービス等) が効率的・効果的に供給されるような区割りとなっていること (§ 2701b)。
- iii) 10 年に 1 度実施される国勢調査の結果を踏まえ、各コミュニティー区の人口が均等になるよう配慮することとし、概ね 25 万人程度の人口を擁する地域となっていること (§ 2701c)。

(3) 委員・組織

①委員 (member) とその構成

各委員会では、行政区長（Borough President）に任命された 50 名以下の市民が議決権を有する委員に就任する。

その他、当該コミュニティー区を選挙区に持つ市議会議員も委員となる（議決権なし）。

委員は、当該コミュニティー区内に居住し、若しくは就業し、あるいはその他の重大な利害関係を有する者のみが就任資格を有し、委員の半数は、当該コミュニティー区内に係る選挙区を代表する市議会議員から指名を受けた者から選出されることが必要とされる。

当該コミュニティー区内の市民団体その他住民組織は、行政区長及び市議会議員に対し、コミュニティー委員の候補者推薦リストを提出することができる。

市職員の身分を有する者は、委員数の 4 分の 1 以上を占めてはならない。

②委員の任期

委員の半数は奇数年の 4 月 1 日から 2 年間、半数は偶数年の 4 月 1 日から 2 年間とされている。全員が一度に改選されることを避けることにより、委員会運営における連続性と専門性の確保が図られている。

委員会への出席率が低い委員に対しては、行政区長の決定又は委員の表決で委員を失職させることができる。欠員が生じた場合は、行政区長により直ちに補充されることとなる。

③報酬・費用弁償

委員に対する報酬はない。

定例的な委員会への出席に伴い必要となった交通費等の実費については、弁償が可能である。

④役員・事務局

委員会は、互選により議長を 1 名選出するほか、必要に応じて副議長、書記委員、財務委員等の役職を設けることができる。また、下部機関として、分野ごとに小委員会を設置することができる。

委員会は、コミュニティー区管理者（District Manager）その他事務局員を任命することができる。

コミュニティー区管理者（District Manager）は、委員会及びコミュニティー区の事務局長として、事務所を設置し、スタッフを雇用し、住民の苦情を処理するほか、市の助成事業の申請支援や路上イベントの許可事務なども取り扱い、行政サービス提供の窓口としての役割も果たしている。コミュニティー区によっては、そのニーズに応じ、地域美化プログラムのコーディネーター、地域イベントの広報等の独自事業も行っている。

⑤会議

原則として、月に少なくとも 1 回は委員会会議を開催しなければならない。会議は一般に公開すべきこととされている。行政区長は、会議を開催するための場所を提供する義務を負っている。

委員会会議においては、一般住民が意見を述べる機会を設けなければならないほか、市の予算、土地利用計画策定、公共事業の実施等の個別案件ごとに、公聴会を実施しなければならない。

委員会会議には、市の関係部局の代表者の出席を求めることができる。

委員会の定足数は、任命委員（市議会議員以外の委員をいう。）の過半数であり、議決は出席している任命委員の過半数をもってなされる。

⑥小委員会（Committee）

小委員会のメンバーは、コミュニティー委員会委員のみならず、コミュニティー区内の住民又は当該コミュニティー区に重要な利害関係を有する者により構成することができる。ただし、小委員会の議長は、コミュニティー委員会委員であることを要する。

(4)権能・責務

①一般

- i) コミュニティー区の住民福祉向上のため、公聴会、聴聞等による住民ニーズの吸い上げと市への伝達（憲章 § 2800d(1)(3)）、市から住民への情報伝達仲介機能（§ 2800d(2)(4)）、市の関係各部局が所管事項に関するレポートを作成する際の支援（§ 2800d(18)）など、市への協力を行うこと。
- ii) コミュニティー区の現況に関する市への報告書提出（§ 2800d(6)）、及びコミュニティー区内の行政需要に関する市への記述書提出（§ 2800d(1)(10)）を行うこと。
- iii) コミュニティー区において市が提供する行政サービスの量及び質について評価を与えること（§ 2800d(19)）。
- iv) コミュニティー区の住民からの苦情、要請及び問合せを処理すること（§ 2800d(20)）。
- v) コミュニティー区内で活動する市民団体等、地域の公益団体の存在を把握し、その一覧表を作成し、及び住民に提供するなど、市民活動の連携窓口としてその促進を図ること（§ 2800d(21)）。
- vi) 規約の制定、議事録の調整・保存・公開を行うこと（§ 2800d(7)）

②地域開発・土地利用計画・用途指定

- i) コミュニティー区における地域開発・地域整備計画の地元計画案を準備すること（§ 2800d(9)）。
- ii) コミュニティー区内において実施が申請又は提案されている地域開発・地域整備事業（公共体・私企業体によるもの）について、事業計画案を検査し、公聴会を行い、市への提言を行うこと（§ 2800d(17)）。
- iii) 市、州又は連邦政府の所管する地域開発プログラムに関し、その資金配分と使途のあり方について公聴会を実施し、市に提言を行うこと（§ 2800d(12)）。
- iv) コミュニティー区内において実施される公共資本整備事業について、事業規模及び

設計デザインに関する検討を行い（§ 2800d(14)）、その進捗状況について評価すること（§ 2800d(15)）。

v) 用途指定の見直しに際し、市から事前に案の回付を受け検討を加えること。

③予算過程参画

- i) コミュニティー区に係る市の事業予算について関係各部局と協議し、市の予算見積りについて公聴会実施・検討を行い、市長に予算案に関する提言を行うこと（§ 2800d(11)(13)）。
- ii) コミュニティー区における公共基盤整備のニーズに関し公聴会等により住民ニーズの吸い上げを行い、市の予算付けにおける優先順位を付して市に提出すること（§ 2800d(11)）。

④権限の限界

コミュニティー委員会は、市の関係各部局に対して、法的には直接の指示命令権を有しないこととされている。

(5) 活動財源

活動経費はすべて市からの拠出金で賄われている¹。独自の財源はごく例外的なものを除き²、有しない。

(6) コミュニティー・ルール

市民生活に関する法規の制定権はすべて市に留保されており、コミュニティー委員会において独自に決まりごとを設けるようなことはないが、市の関係各部局に対して必要なルールの制定改廃を提言することは委員会の基本的な機能として行っている。

(7) ニューヨーク市との関わり

①市の担当部局

- i) 市長室 (Office of the Mayor) コミュニティー支援課³ (Community Assistance Unit = CAU) コミュニティー委員会業務班 (Community Board Service Unit)
- ii) 各行政区区長室 (Office of the Borough President)

¹ 市から各コミュニティー委員会に交付される運営資金に加え、事務所スペースの賃料が市から負担されている（賃借料は各区によってその水準がまちまちであり、かつ変動が激しいものであるため、コミュニティー委員会への交付金に含めず市が直接執行している。）。

² コミュニティー委員会によっては、当該委員会を支援する団体（「Friends of Community Board ○○」など）が募金活動を行い、当該委員会の財源として寄付している例もある。

³ ブルームバーグ現ニューヨーク市長は、「CAUは市長の目となり足となる」と評している。

②市の役割

i) 技術的支援

- ・CAU と各行政区長は共催により、4月から6月にかけて、新たにコミュニティー委員に任命された者に対し、オリエンテーションを実施し、市自治憲章が定める委員の責務、コミュニティー委員会の組織構造と運営手段、土地利用計画の企画立案及び検証の方法などについて研修を行っている。
- ・また、CAU では、コミュニティー委員を対象に、市の関係部局（行政管理予算室（OMB）等）の協力を得ながら、会議運営、利害調整、市予算のあり方等のテーマについて、資料の提供及びワークショップの開催を行っている。

ii) 財政的支援

- ・前述のとおり、各コミュニティー委員会の活動財源の大宗をなす運営助成金を交付している。

3 コミュニティー委員会の具体的事例

(1) マンハッタン区コミュニティー委員会第5⁴

①コミュニティー区の概要

マンハッタンのミッドタウン中央部に位置する。高層オフィスビルが密集し、土地利用の形態は商業・オフィス関係が6割を占めている。数多くの美術館・博物館が立地しているほか、タイムズスクエアを擁し、産業、文化、観光の中心地となっている。

コミュニティー区内の人口（夜間）は44,028人（2000年現在）、面積は4.14平方kmである。

コミュニティー区内には、市議会の小選挙区が4つ含まれている⁵ほか、10のBID（ビジネス改善区）、26のコミュニティー市民団体が存在する。

②コミュニティー委員会の構成等

2002年12月現在、44名が委員に就任している。

委員の役職として、議長、第1副議長、第2副議長、書記（Secretary）、書記補（Assistant Secretary）及び会計（Treasury）が設けられ、各1名が任命されている。

上記の正委員のほか、学識や専門性を有する市民の中から8名が一般委員（Public Members）として委嘱されている（議決権は有しない。）。

委員会は、10の小委員会を置いてテーマごとに課題の審議を行っている。各委員は、これらのうち2つの小委員会に属することが要求されている。

小委員会の名称と役割は次のとおりである。

⁴ 区管理者 Kathy Kinsella 氏インタビュー結果による。

⁵ 4選挙区のうち最大の人口を擁する区から選ばれた Christine Quinn 氏が最も多くのコミュニティー委員指名権を有している。

ニューヨーク市コミュニティー委員会の小委員会

i) 芸術文化観光委員会

区内の芸術・文化・観光資源について監視し、その発展を図ること。

ii) 予算・市行政サービス委員会

区内で提供されている市の行政サービスの質について監視するとともに、同コミュニティー区に係る市の投資的予算・運営予算における優先順位付けを行い、及び市の関係各部署との予算協議に参画すること。

iii) 許可・変更審査委員会

健康増進施設、新聞雑誌販売スタンド、歩道を占有する屋外カフェ、街頭市、街路名の変更等に関する申請を審査すること。

iv) 住宅・福祉委員会

社会福祉サービスの見直しに関する市側の提案について検討し、サービス提供のあり方について監視し、サービス供給者と市民との間の紛争解決のため仲介するとともに、区内の住宅問題について審議すること。

v) 重要建造物委員会

市重要建造物保護委員会による重要建造物指定又は指定内容変更の提案について、審議すること。

vi) 土地利用・用途指定委員会

用途地域規制の変更案等について審議すること。

vii) 公園委員会

区内の都市公園（セントラルパークなど）の利用、維持修繕等に関する市公園局の提案内容を審議すること及び公園の目的外使用許可等特殊な使用許可申請についてその内容を審議すること。

viii) 治安・住民生活委員会

区内における酒類販売業免許申請及び酒場設置許可申請の内容について審議するとともに、住民の生活の質に関する問題全般を討議すること。

ix) 運輸・環境委員会

バス停又はタクシー乗降場の設置、駐車規制の変更、バス路線の変更等道路・輸送に関する申請内容を審議すること並びに市の環境政策全般について監視・検討すること。

x) 青少年・教育委員会

区内における青少年の保護育成事業及び教育関連事業について審議するとともに、学校行政のあり方について評価検討すること。

コミュニティー委員会の事務局職員として、3名の専任スタッフ（コミュニティー区管理者1名と2名のスタッフ）が置かれている⁶。

③予算

年間予算額は16万ドル（約1,950万円）であり、人件費（専任スタッフの給与）、事務費（消耗品等）、通信運搬費（住民に全戸配布するニュースレターや委員会の会合案内等に係るもの）が主たる支出内容となっている。

④委員会の役割

委員会は、住民の代弁機関として、地域の意思を市に伝達することを任務としており、それ自体は直接住民にサービスを提供する機関ではない。

住民の意向の吸い上げは、委員会の定例会や公聴会のほか、個別の苦情処理という形で行っている。苦情の処理件数は、軽微なものを含め、週20～30件に及んでいる。

委員会事務局では、ニュースレターを発行して住民への定期的な情報提供を行っている。掲載内容は、委員会からの情報、市からの情報及び地域団体からの情報の3つに大別される。2003年1月号のトピックは右図のとおりとなっている。

【参考】2003年1月号トピック

- 次回の委員会定例会のお知らせ
- 消防分署改修のお知らせ
- 女性専用健康相談電話番号のお知らせ
- 一酸化炭素中毒予防法について
- 中南米系住民対象英語教室のお知らせ

⑤市議会議員との関係

議員は住民の意思を形成する機関としてのコミュニティー委員会を極めて重視しており、委員会会合への出席、委員との接触を頻繁に行って地域の問題点や住民の意向の把握に努めている。

議員が住民からの提案又は自己の発意により地域に関する政策を実施に移そうとするときは、まずコミュニティー委員会に諮って議論を求め、コンセンサスを得ようと努めるのが常となっている⁷。議員と委員会の利害が先鋭的に対立するようなケースは極めて稀である。

⁶ スタッフのうち1名は苦情処理・市関係各部署との調整を主に担い、もう1名は委員会のための資料作成、議事録作成など委員会の活動に関する支援を主に担っているという。

⁷ 議員とコミュニティー委員会の行動様式は行政区によって異なる。たとえばクイーンズ区では議員があらかじめ各委員に個別に接触し、その影響力を行使して水面下で調整を図ることに意を用いる傾向が見られるとのことであった。この結果、会合でのオープンな議論が妨げられるという弊害が指摘されている。

(2) マンハッタン区コミュニティー委員会第1⁸

① コミュニティー区の概要

マンハッタン区の南端に位置し、ファイナンシャル・ディストリクト、市庁舎などを含む金融・行政地区であるとともに、自由の女神、エリス島、サウスストリート・シーポートなどを擁し、観光客が集中する地域でもある。ワールドトレードセンターの跡地再開発問題は、地域の最重要課題として全国的な注目を集めている。

コミュニティー区内の人口は 34,420 人で、70 年 (7,706 人) に比べるとほぼ 4.5 倍となっている (バッテリーパークシティの埋立て造成等によるもの)。面積は 4.4 平方 km である。

コミュニティー区は市議会議員選挙区第 1 区に包含されているため、関係する市議会議員は Alan Gerson 氏のみとなっている。

ニューヨーク州下院議長の Sheldon Silver 氏が同区の出身であるため、政治的には比較的強い地位を有している。

② コミュニティー委員会の構成等

委員会の役職として、議長、副議長、書記 (Secretary)、会計及び会計補 (Assistant Secretary) が設けられている。

委員会の下に、4つの地域別小委員会 (トライベッカ、バッテリーパークシティ、ファイナンシャル・ディストリクト、シーポート) と 4つの分野別小委員会 (住民生活、重要建造物、青少年・教育、ウォーターフロント整備) が設けられるとともに、各小委員会の長をメンバーとする執行委員会 (Executive Committee) が置かれている。

コミュニティー委員会の事務局職員として、3名の専任スタッフ (コミュニティー区管理者、管理者補佐その他 1名) が置かれている。このほか、同コミュニティー委員会の支援団体 (非営利市民組織) である「Friend of Community Board 1」の職員 2名が事務局に机を置いている。

月 1 回開催される委員会会合では、住民に自由な意思表示の機会を提供するため、会の初めにパブリック・セッションと称する時間を設け、1人 3 分以内という条件で意見陳述を行うことを認めている。

③ 予算

年間予算額 (2002-2003 会計年度) は 18 万 8,764 ドルで、その内訳は次のとおりである。

⁸ 区管理者補佐 Judy Duffy 氏インタビュー結果による。

(単位：ドル)

収入の部		支出の部	
内 容	金 額	内 容	金 額
市拠出金	175,758	人件費	167,494
		消耗品費	2,850
		通信費 (切手代)	800
		通信費 (電話代)	1,245
		維持修繕費	2,050
		機器賃借料	550
		委託料 (清掃等)	750
		旅費交通費	19
小計	175,758	小計	175,758
寄付金収入 ⁹	13,006	使途未定金	13,006
合計	188,764	合計	188,764

④その他

コミュニティー委員会の運営・組織のあり方は、地域の特質（ビジネス街区か、住居地域か、等）に応じて様々であり、行政区ごとにも、その政治風土等を反映して、運営態様は異なっている。

コミュニティー委員会の市政における重要度は、首長の姿勢により変動する。たとえば、ジュリアーニ前市長の政権下では、トップダウン型の意思決定を志向し地域住民からのボトムアップを好まなかった同氏の性格を反映して、コミュニティー委員会は冷遇され、その重要度は比較的低かった。対照的に、ブルームバーグ現市長は、住民意思の統合の場としてコミュニティー委員会を重視する姿勢をとっており、「市民との対話を重視する市長」というイメージを強化するためコミュニティー委員会を活用しようとする政治的思惑もあって、コミュニティー委員会の地位は相対的に高いものとなっている。

⁹ コミュニティー委員会支援団体 Friend of Community Board 1 の募金活動によるもの。

第2節 ワシントン州シアトル市

；市コミュニティ議会（City Neighborhood Council）と市コミュニティ局（The Department of Neighborhood）

1 概要

西海岸北部に位置する人口約 56 万人(2002 年)のシアトル市は、緑と水に囲まれたその美しさから「エメラルド・シティー(Emerald City)」と呼ばれ、航空産業やソフトウェア産業が盛んな、全米の中でも生活してみたい憧れの街として人気が高い。

シアトル市のコミュニティは、100 以上存在するが、コミュニティとシアトル市との関係は全米の中でも協力的であると言われており、日本のコミュニティを考える上でも参考になるものとする。本レポートでは両者の関係を中心に検討する。

2 市とコミュニティとの近年の動き

1987 年、シアトル市議会は、「コミュニティのニーズとその価値を反映させる計画や開発を推進し、そのためのノウハウや資源をコミュニティに提供するため、市とコミュニティとのパートナーシップを構築する」ことを目的として、コミュニティ計画支援プログラム(Neighborhood Planning and Assistance Program)創立のための決議を行った。

このプログラムにより、シアトル市全体を新しく 13 の地区に分けられ、それぞれの地区にコミュニティ・サービスセンター(Neighborhood Service Center)が建設された。さらに、現在のコミュニティ局の前身であるコミュニティ課(the Office of Neighborhood)が市に新設され、新しい形の補助金である、コミュニティ拠出助成金(Neighborhood Matching Fund)の運営の責任を担った。コミュニティ拠出助成金(Neighborhood Matching Fund)とは、コミュニティを基盤とした自助事業を促進するための補助金であるが、当時は総額 150 万ドルと試行錯誤で行われ、徐々に拡大していき、2002 年度では 400 万ドルに達している。

1990 年、コミュニティ課(the Office of Neighborhood)、コミュニティ・サービスセンター(Neighborhood Service Center)、市民サービス部(Citizen Service Bureau)が合併してコミュニティ局(the Department of Neighborhood)が設立された。その後、都市保存課(the Urban Conservation Office)、Pパッチプログラム(P-Patch Program)やコミュニティ計画課(Neighborhood Planning Office)が吸収合併された。

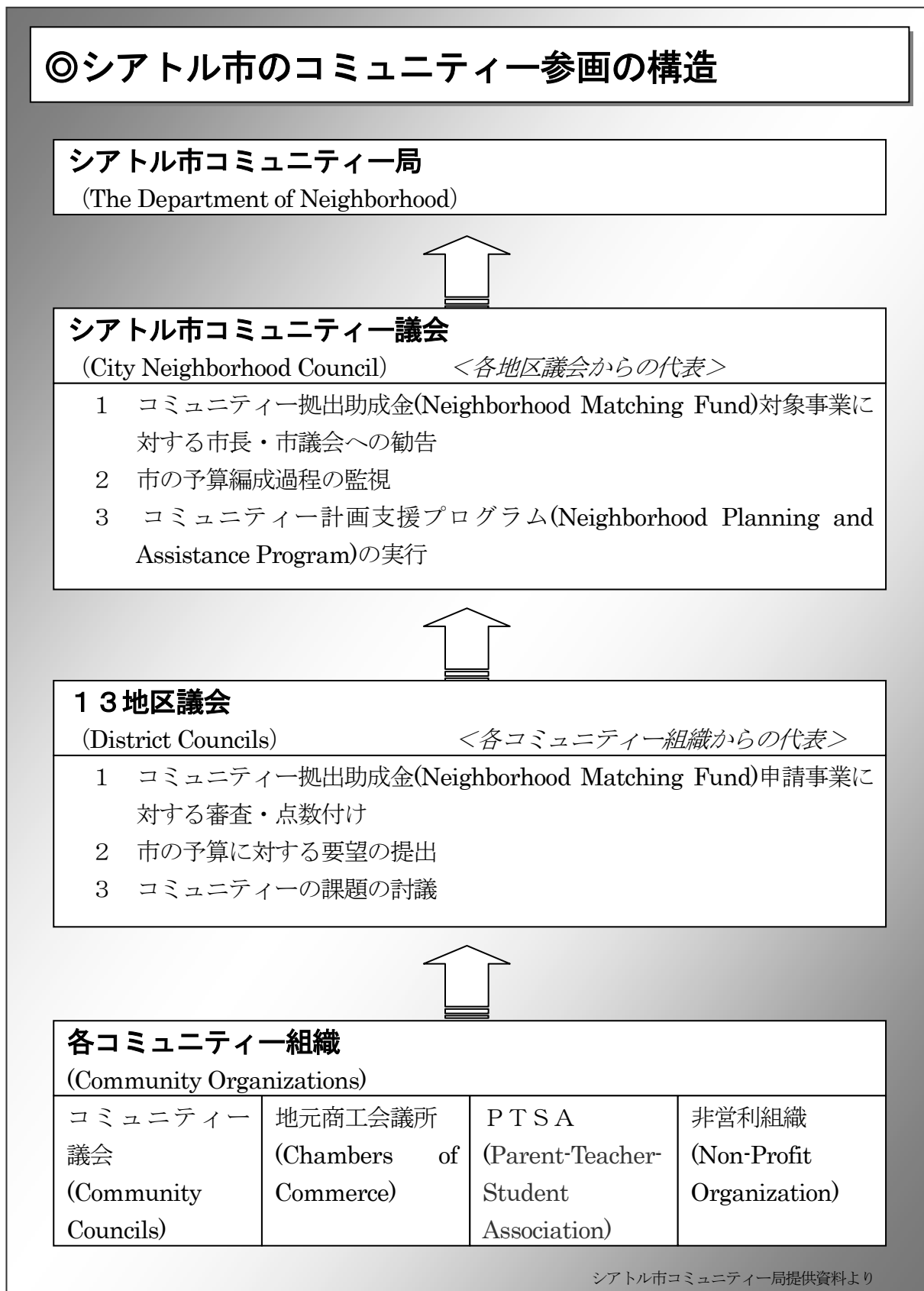
さらに、2002 年には、教育課(the Office of Education)、安全戦略のためのコミュニティ地図作製・計画分析事業(Community Mapping, Planning & Analysis for Safety

Strategies program; COMPASS)、シアトル・コミュニティー行動チーム(Neighborhood Action Team Seattle; NATS)がコミュニティー局に吸収合併された。

シアトル市では、90年代以降、市長の意向により、コミュニティー関連施策の権限をコミュニティー局に一元化する方向にあり、それはまさしくシアトル市がコミュニティーを重要視している地方団体の1つであることが伺える。

3 現在の市とコミュニティとの関係

シアトル市では、コミュニティが市の政策に参画する構造が極めて周到に組織化されており、その構造は、下図のようにになっている。



4 シアトル市コミュニティー議会 (City Neighborhood Council) の概要

(1) 設置根拠

1987年のシアトル市議会決議(City Council Resolution 27709, 28115 & 28948)により創設(市憲法や条例ではない。)

(2) 権能・責務

シアトル市議会決議(City Council Resolution 28948)により、シアトル市コミュニティー議会(以下「コミュニティー議会」という。)の3つの権能・責務が規定されている。

第1に、コミュニティー拠出助成金(the Neighborhood Matching Fund)、コミュニティー予算形成(Neighborhood Budget Prioritization)、コミュニティー計画事業(Neighborhood Planning programs)の調整を行うこと、第2に、コミュニティーの問題についての議論の場所の提供、第3に、コミュニティー計画支援プログラム(Neighborhood Planning and Assistance Program)の効率的な執行に対する忠告を行うこととされている。

(3) 委員(Membership)とその構成

① 構成

委員(Membership)には、通常の委員としての「各地区議会(District Councils)の代表」と、必要に応じて選ばれる「特別公募委員(At-large membership)」が存在する。

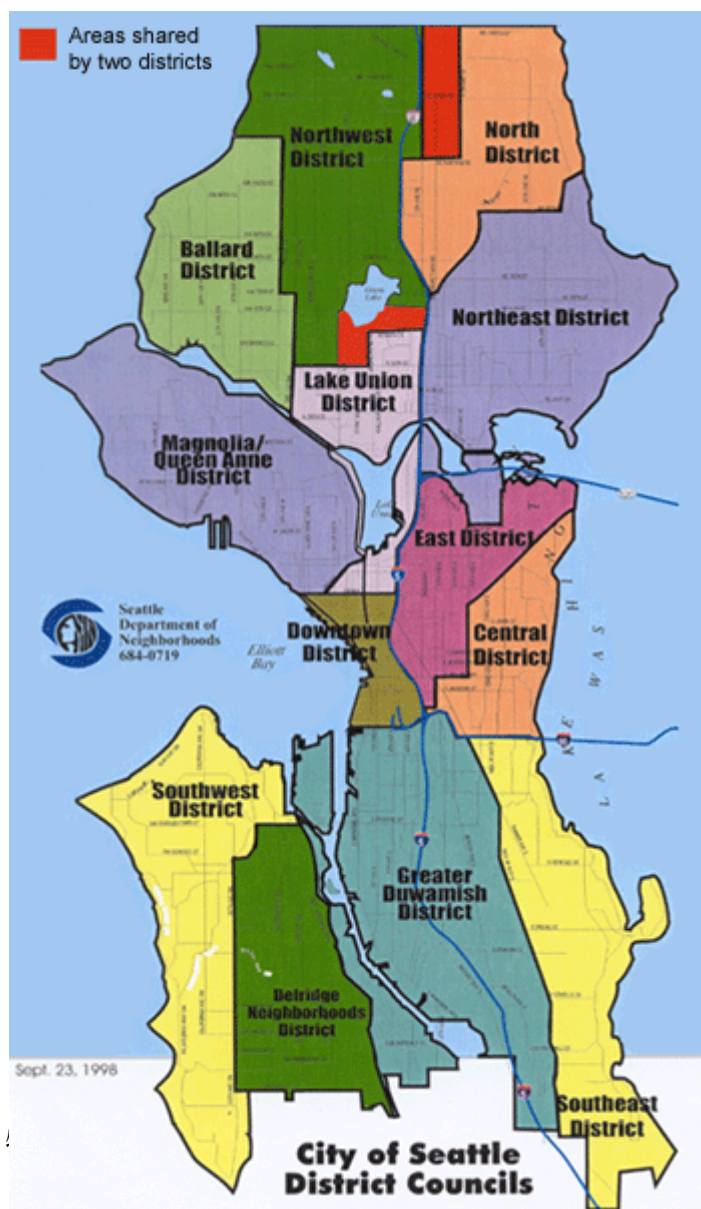
投票権を有する委員は、コミュニティー議会の規約により、全体として18名を越えてはならないとされている。

② 地区議会代表

地区議会代表とは、13の地区議会(District Councils)の代表者(議長もしくは指名された者)であり、コミュニティー議会の中心的な存在である。

13の地区議会は、シアトル市議会決議により、右図のとおり区域を設定されている。

当該区域は、各地区の人口が同等になるように、歴史的条件・自然条件・人工建造



物などを加味しながら決められている。区域は変更が可能であるが、今まで変更されたことはない。

各代表は1人1票の投票権を持ち、その任期については、各地区議会が自由に設定してよいことになっているため、コミュニティー議会は各地区議会の委員の任期を定めてはいない。

③特別公募委員 (At-large membership)

シアトル市議会決議により、コミュニティー議会は必要に応じて、特別公募委員を追加することができる。

特別公募委員は、下記の資格を有する組織の代表者又は指名された者でなければならない。

- i) 規約が存在し、民主主義の原理に基づいて運営され、会員が限定的でないこと
- ii) 少なくとも年1度、総会があり、総会は一般に公開され、選挙が行われていること
- iii) 実際に積極的に活動している会員の少なくとも10名がシアトル市に居住し、又は、商業を営んでいること。

上述組織の代表者又は指名された者の申請に対し、総会で3分の2以上の多数決により承認されれば、特別公募委員となる。

特別公募委員の任期は1年で、任期を延長するためには、総会の3分の2以上の多数決が必要である。

また、特別公募委員は、議長にはなることはできない。

(4) 報酬・費用弁償

旅費交通費等の費用弁償も含めて、報酬は一切なく、完全なボランティアである。

(5) 役員・事務局

①資格

投票で決まる役員として、議長・副議長・秘書が存在するが、議長以外は、地区議会代表と特別公募委員のどちらもなることができる。

②選挙

選挙の2ヶ月前に、少なくとも3名の委員からなる指名委員会(Nominating Committee)が組織される。指名委員会は、1ヶ月前までに、候補者の履歴等を記した候補者名簿を作成する。

選挙は、総会で行われ、投票は無記名で行われる。多数票を獲得した者が選ばれる。

役員は、コミュニティー議会の多数決でその資格を剥奪される。

③議長

議長は、総会、執行部会、任命委員会の議長を務める。
コミュニティー議会の公文書類の署名や年次報告書を作成する。

④副議長

議長が不在の際、各種の議長を代理で行う。通常は、議長を助け、コミュニティー議会の運営を促進する。

⑤秘書

コミュニティー局(The Department of Neighborhood)と協力して、コミュニティー議会の委員の活動をサポートする。
議事録を作成し、規約の管理を行う。

⑥事務局

規約上、事務局は存在しないが、シアトル市コミュニティー局(The Department of Neighborhood)コミュニティー形成課(Community Building Division)のスタッフが、会議場のセッティングやホームページの管理などを実質的に行っている。

(6)会議

①定例総会

毎月最終月曜日に開催され、年に最低でも 10 回開催されなければならない。
定例総会では、各委員会からの報告や決定、委員の変更承認などが行われる。
実際の総会は、委員の本職等を考慮して、夜 6 時 30 分から開始される。議論は活発で、9 時 30 分まで行われるのが通常である。



定例総会の様子(2002 年 10 月撮影)

②特別総会

全委員の 20%の賛成があれば、ある特定の議題についての特別総会を開催できる。
開催の 5 日前までには、全委員に通告される必要がある。
特別総会で行われた活動は、次回の定例総会で報告されなければならない。

③緊急総会

全委員の40%の賛成があれば、ある特定の議題についての緊急総会を開催できる。開催の24時間前までに電話やファックスにて、全委員に通告される必要がある。緊急総会で行われた活動は、次回の定例総会で報告されなければならない。

(7)委員会 (Committee)

①概略

全委員会は、すべての市民に開かれており、少なくとも年に4回は会議を開催しなければならない。

全委員会は、コミュニティー議会により、その活動状況が毎年監査される。

①執行部会 (Executive Committee)

議長、副議長、秘書その他必要と認める者で構成され、議長によって運営される。

総会の前に集まり、総会のための議題を整理し、総会の議事録を用意し、また、コミュニティー議会の方向性に従って、コミュニティーの日常業務を検討する。

さらに、緊急事態が発生した場合は、コミュニティー議会の定例総会を中止する権限を有している。

②予算委員会 (Budget Committee)

この委員会は、市と協力して、市の予算やその分配について、コミュニティー組織が参画し影響力を与える方法を検討する役割を担っている。

③コミュニティー計画委員会 (Neighborhood Planning Committee)

この委員会は、コミュニティー計画過程に対して勧告し監視する役割を担う。また、コミュニティー計画を担当する市部局や諮問委員会と、コミュニティー議会との間を調整する役割を担っている。

④コミュニティー拠出助成金監視委員会 (Neighborhood Matching Fund Oversight Committee)

この委員会は、コミュニティー局と協同して、コミュニティー拠出助成金の申請事業審査過程やその基準について検討し、勧告を行う。

⑤市全体調査委員会 (Citywide Review Team (CRT))

この委員会は、コミュニティー拠出助成金の申請事業を調査し、市長と市議会の同意を得るために、コミュニティー議会に対して勧告を行う（前述(2)参照）。

広くその代表性を保つため、13の地区議会で指名された者と4名の特別公募委員を合わ

せて17人のボランティアで構成される。

(8) 活動財源

コミュニティー議会の運営費については、一切の支出・収入が存在しない。

コミュニティー議会の総会は、シアトル市の中心部にある警察署に併設された会議場を活用しているため、事務所を特別に構えているわけではない。また、13ある各地区には、コミュニティー・サービスセンターが1つずつあり、そこが彼らの活動場所を提供している。

(9) コミュニティー・ルール

市民生活に関する法規の制定権はすべて市に留保されており、コミュニティー議会において独自に決まりごとを設けるようなことはないが、市の関係各部局に対して必要なルールの制定改廃を提言することはコミュニティー議会の基本的な機能として行っている。

5 シアトル市の関わり

(1) コミュニティー局 (The Department of Neighborhood) の概要

① ミッション

- i) シアトル市の多様なコミュニティを守り育成する。
- ii) 市民がそのコミュニティにおいて積極的な貢献を行うように促進する。
- iii) 市民にとって政府がより身近なものになるように促進する。

② 組織

コミュニティ局は下記のとおり、コミュニティ形成課 (Community Building Division) ・顧客サービス・運営課 (Customer Service & Operation Division) ・コミュニティ保存開発課 (Neighborhood Preservation & Development) ・教育課 (the Office for Education) ・調査予防課 (Research & Prevention Division) の5つの課で構成されている。

i) コミュニティー形成課 (Community Building Division)

この課では、主に、コミュニティ拠出助成金 (the Neighborhood Matching Fund) ・ Pパッチ・コミュニティ・ガーデン事業 (P-Patch Community Garden Program) を執行している。

○ コミュニティー拠出助成金 (the Neighborhood Matching Fund)

(後述(2)参照)

○ Pパッチ・コミュニティ・ガーデン事業 (P-Patch Community Garden Program)

この事業を通して、市は、非営利組織である「Friends of P-Patch」と協力して、「コミュニティ・ガーデン」と呼ばれる空間を市民に貸しだし、市民は、少額の実費を払ってその土地の区画 (plot) を借りることができる。市民は、有機栽培のみが許されており、毎年7トンから10トンの生産物を、シアトル食料銀行 (低所得者のための食料援助NPO) に提供しなければならない。



現在、市は、16 エーカーに1,900区画4,600人の市民園芸家が存在する (右図) が現在あるコミュニティ・ガーデンの



場所である)。

市民が払う実費には、土地・耕耘機・水・有機肥料の利用代が含まれているが、種子と道具は自ら持ってこなくてはならない。

区画の申請は住民ならば誰でも可能であるが、場所によっては1季節程度、待たなければいけない場合もある。土地区画の回転率は、毎年約10%~20%である。

ii) 顧客サービス・運営課(Customer Service & Operation Division)

この課では、コミュニティー局の財政・人事・情報技術などを管轄し、また、市内13地区にあるコミュニティー・サービスセンター(Neighborhood Service Center)の総合的な運営も行っている。

コミュニティー・サービスセンターは、「小さな市役所(Little City Hall)」と呼ばれており、パスポートの申込・公共料金の支払い・ペットライセンスの発行・公共バスチケット販売・無料法律相談・開業支援・会議室の使用・市の申請書の提供などのサービスを行っている。2002年度からは市民の利便性を考慮し、週末も営業している。

コミュニティー・サービスセンターには、市政府及び地区内コミュニティーについて詳しい「地区コーディネーター(District Coordinator)」が常駐しており、市役所とコミュニティーをつなぐ役割を担っている。彼らはまた、地区議会(District Councils)の支援も行っている。

iii) コミュニティー保存開発課(Neighborhood Preservation & Development)

○ コミュニティー計画の実行(Neighborhood Plan Implementation)

1990年半ば、シアトル市のコミュニティーに住む2万人以上の市民による4年間に渡る貢献により、コミュニティーの将来についての青写真が作成された(州の成長管理法(Growth Management Act)の要請に応える目的もあった。)

コミュニティー局は、20年単位で計画が実行されているか見守る責任があり、市内部の関係機関との調整を行っている。

中でも、コミュニティー開発マネージャー(Neighborhood Development Manager)は、「地区コーディネーター(District Coordinator)」の協力を得て、コミュニティー計画の実行が成功しているかどうか監視・調整する役割を担っている。

○ 歴史的建造物保存事業(Historic Preservation)

歴史的建造物保存事業は、シアトル市内の7つの歴史的保存地区の運営を行っている市民委員会(Citizen Board)を支援する事業である。市民委員会は、200以上の建造物を歴史的な建造物として指定し保存している。

iv) 教育課(the Office for Education)

2002年度の組織改編でコミュニティー局の1課になった課である。シアトルの公

立学校と強い結びつきを持ち、学校単位のコミュニティーを支援する。

教育課は、家族及び教育税(Families and Education Levy)を徴収しており、その財源を元に、子供の健康相談や登校拒否問題、家族支援センターなどを運営している。

v) 調査予防課(Research & Prevention Division)

○ 安全戦略のためのコミュニティー地図作製・計画分析事業(COMPASS) (Community Mapping, Planning & Analysis for Safety Strategies program)

2002年度から新設されたこの課では、COMAPSS 事業を行っている。この事業では、最新の技術を利用して、シアトルのコミュニティーで発生している安全に関する問題を分析するもので、そのデータをコミュニティーに提供することを計画している(現在、製作中)。

また、NATSと呼ばれるシアトル・コミュニティー行動チーム(Neighborhood Action Team Seattle)が、コミュニティーの安全に関する問題を解決するために、コミュニティーの住民や市の関係各課と調整する役割を担っている。

③予算

コミュニティー局の予算の推移は下記表のようになっている。

多くの市と同様に、シアトル市も2003年度は6千万ドルの財源不足に面しており、2003年度の市長により提案された予算は、コミュニティー局にとっても厳しいものとなった。ただし、市民に直接的なサービスは減らさず、内部的な管理経費の削減に取り組む努力を行っている。

◎シアトル市コミュニティー局予算

年度	2001 Actual	2002 Adopted	2002 Adjusted※	2003 Proposed	2004 Proposed
予算額	\$7,596,554	\$7,741,142	\$9,188,908	\$8,494,918	\$8,714,794

※2002年は、戦略計画局(Strategic Planning Office)から教育課(Office for Education)をコミュニティー局と統合したため、その予算が組み込まれている。

(2) コミュニティー拠出助成金(the Neighborhood Matching Fund)

①概略

シアトル市コミュニティー局の執行する事業の中で最も大きな役割を担い、かつコミュニティー局(課)設立時から15年間続いている、歴史の長い事業が、この助成金である。創設当初は総額が150万ドルであったが、現在では400万ドル近くの交付が行われている。

この助成金を通して、公園や学校の遊具場、広場、道路の植栽、コミュニティー・ガーデン、小川の整備、公衆芸術、施設の修理、コミュニティーの歴史についての出版など合

計 2,000 以上の「コミュニティー主導型草の根事業」が実施された。市とコミュニティーの連携が上手に作用している例といえよう。

この助成金の特徴的な点は、第 1 に、コミュニティーの参加の方法であり、第 2 に、事業の選定・審査方法である。以下、制度を概説する。

②助成金の種類

- i) 大規模事業助成金(Large Projects Fund)
- ii) 小規模事業助成金(Small and Simple Projects Fund)
- iii) ツリー事業(Tree Fund)
- iv) 拡大啓発助成金(Outreach and Small Sparks Fund)

③大規模事業助成金及び小規模事業助成金

i) 対象者

この助成金の対象者は、次のとおりである。

- (a) コミュニティー型の住民組織またはビジネス組織
- (b) コミュニティー型の民族組織
- (c) 特定の目的のためにのみ集まった特別組織

すべての被交付者は、会員を限定せず、積極的に地域の住民の参加を求めなければならない。

また、被交付者は、助成金に見合うだけ(Match)のコミュニティー自身のボランティア労働力、物やサービスの寄付、寄付金などを提供しなければならない。

ii) 対象事業

大規模事業助成金は、1 事業が、15,000 ドル以上 100,000 ドル未満のもので、12 ヶ月以内で完成できるものが対象である。

小規模事業助成金は、1 事業は、15,000 ドル以下で、6 ヶ月以内で完成できるものが対象である。

事業の種類としては、下記のようなものが具体例として挙げられる。

- (a) コミュニティー計画；コミュニティーの将来的な変化に対応するためのガイドになるような計画や設計、報告書の作成
- (b) コミュニティー組織化；特に低所得コミュニティーにおいて、多目的のコミュニティー組織の会員を増やし、多様化する事業
- (c) コミュニティーの物理的な改善；公共の利益に資するコミュニティー内の施設などの建築や修理
- (d) コミュニティーの非物理的な改善；コミュニティーの連帯を強めるためのコミュニティー形成活動
- (e) 公立学校とのパートナーシップ；公立学校との連携を図るパイロット事業



【インターナショナル地区；竜のオブジェ (Dragon Pole)】

地区内のチャイナ・タウン入口に、多くの「竜」が設置され、観光スポットになっている。2000年度、コミュニティ拠出助成金から約5万ドル・コミュニティから約5万ドルが拠出され、コミュニティ主導で完成した。

iii) 大規模事業助成金の審査の方法

申請から採択決定まで3ヶ月かかる。

(a) 申請

(b) 2つの異なる団体からの審査

申請事業の対象地区が属する「地区議会(District Council)」の評価と、コミュニティ議会の委員会の1つで、各地区議会の代表から構成される「市全体調査委員会(Citywide Review Team (CRT))」が評価を行い、その合計点の平均が当該申請事業のスコアとなる。

(c) コミュニティー議会の勧告

コミュニティ議会は、市長及び市議会に対し、コミュニティ局を通じて、申請事業の審査結果を勧告する。

(d) 決定

市長及び市議会は、コミュニティ議会の勧告に基づき、申請事業の採択を決定する。

理論上は、市長も市議会も、コミュニティ議会の勧告に従わないことが可能であるが、15年間の歴史の中で、市長も市議会も、コミュニティ議会の勧告に従わなかったことは一度もなく、コミュニティ議会の勧告は尊重されつづけている。

iv) 小規模事業助成金の審査方法

この助成金は、大規模事業助成金と違い、市のコミュニティ局が審査する。

申請から採択まで4週間かかる。

v) 審査基準

下記の基準に従って、申請事業は点数がつけられる。

【審査基準】

(1) コミュニティーの利益 (合計 25 点)

- 事業は、コミュニティーの問題に適切なアプローチをとっているか。
- 事業は、コミュニティー形成（たとえば、コミュニティーの連帯を強めているかなど）に資しているか。

(2) 市民参加 (合計 25 点)

- 事業の計画・執行に際し、市民が参加する機会が多くあるか。
- 事業は、コミュニティーの多様性を促進しているか（たとえば、賃借人・賃貸人、商業者・住民、各世代、能力の多様性、人種・民族など）

(3) 事業の実現可能性(合計 25 点)

- 事業の履行について十分に計画が練られているか。
- 事業の予算の歳入・歳出がきちんと組み立てられているか。

(4) 拠出 (合計 25 点)

- 事業への拠出（コミュニティーが支払う労働力や寄付金）が適切か。
- コミュニティーの拠出が文書化されているか。

④ ツリー事業 (Tree Fund)

この事業により、400 団体 10,000 本の木が今までに公園や通りに植林された。

この事業の対象者は、植林をする地域のブロックに住む 5 世帯以上の団体で、市が無料で木を提供する。

参加者は、木が届くまでに植林や手入れの方法についての研修を受けなければならない、また、それらの木をコミュニティーが育てていかなければならない。

⑤ 拡大啓発助成金 (Outreach and Small Sparks Fund)

この助成金は、コミュニティーの会員を増やし多様化するための試みや、コミュニティーのリーダーシップを育成するための事業で、1 事業あたり 750 ドルを上限として交付される。

⑥ まとめ

コミュニティーの参加という観点からいえば、たとえコミュニティーに拠出するだけの寄付金が集まらなくても、それに見合うだけの労働力や資材等を提供すればよく、そのことが地域のコミュニティー形成を促している。また、大規模事業助成金においては、申請に対する審査についてもボランティアの市民によって行われており、その審査過程については、市長も市議会も尊重している点、ユニークであるといえよう。

第3節 ミネソタ州セントポール市

； 17 地区議会 (17 District Councils)

1 概要

ミネソタ州の州都であるセントポール市¹は、面積 145km²、人口約 29 万人で、隣接するミネアポリス市とはミシシッピ川をはさんで双子児のように発達したことから「双子都市 (Twin City)」と呼ばれている。古くから「偉大な北西部」開拓の起点として栄え、流れ豊かなミシシッピ川に育まれた肥沃な大地から農産物の一大集散地として、また交通の要所として発展してきた。

1970 年代、市の政策や地域の開発計画に対する市民団体及びコミュニティー協議会からの要求の声が強まり、市はその要求に対処するため、市を包括する 17 の地区議会を設立した。

現在の 17 地区議会は、土地利用計画・住宅政策・危険廃棄物・各種汚染管理・犯罪防止・芸術祭開催など多くの分野で重要な役割を演じている。

伝統的なコミュニティー協議会の一形態であるセントポール市の 17 地区議会は、それぞれの地区議会が強い独立性を有していることが有名で、都市内分権の問題を抱える日本のコミュニティーを考える上でも参考になるものとする。

2 17 地区議会の沿革

(1) 1967 年「市計画委員会地図」改訂

1967 年の 8 月に改訂された市計画委員会地図(City Planning Board Map)によれば、市は約 18 の「コミュニティー」と 50 の「ネイバーフッド」に分けられていた。

(2) 1972 年「市民参加委員会」設立

当時のローレンス・コーヘン市長(Mayor Lawrence Cohen)は、当時の選挙公約であった「市民参加の促進」の実現のため、1972 年 6 月に「市民参加委員会(Committee on Citizen Participation)」を設立した。委員会設立に際して市長は、「市民は政府を敵対するものとして感じている」とした上で、その改善のために「市とコミュニティー団体との関係を見直す」と述べている。

¹ 長崎市と姉妹都市提携している。

<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/kokusai/simai/saint.html>

(3) 1973 年「市民参加委員会」委員任命と最終報告書作成

1973 年 3 月 27 日の市議会決議により、12 名の委員が任命された（後の決議でさらに 2 名が追加任命された）。その中には、コーヘン市長及び市議会議員ロザリーバトラー氏（Rosalie Butler）氏も含まれていた。

市民参加委員会は、市民や団体に対しアンケート調査を実施し、5 度に渡る公聴会を開催した後、同年 9 月に最終報告書を作成した。報告書では、各地域に「コミュニティー議会」を創出する現在の形に近い案に加えて、少数意見としてさらに都市計画委員会を再構成して「コミュニティー議会」にゾーニングの最終権限など強い権限を移譲するという案が付記されたが、どちらも実現されることはなく、実質上計画は頓挫した。

(4) 1975 年「市民参加フォーラム」と最終市議会決議

しかし、コーヘン市長と 2 名の市議会議員は、市民参加のための仕組みの構築を再び模索していた。市民参加委員会が頓挫して 2 年後の 1975 年 9 月に新たな市議会決議が通過し、現在の 17 地区議会の設立の基礎ができあがることになったが、その最終決議までには紆余曲折があったといわれている。

女性有権者連盟(A League of Women Voters)の報告書によると、「市民参加の仕組みづくりを推進する溶媒となったのは、市民参加の仕組みを構築すれば交付される約 267,000 ドルの連邦補助金であった」といわれている通り、当初は連邦補助金を目当てに市職員のイニシアチブで 7～8 の市民参加地区制度が提案された。市民参加地区制度構築のため、1975 年 1 月 28 日に 450 人を超える参加者が集まった大規模なフォーラムが開催されたが、女性有権者連盟の報告によると、「多くの市民は市役所に対し怒りを感じざるを得なかった」としており、その後、市民のイニシアチブで同様のフォーラム（「市民参加フォーラム」と呼ばれた）が 1975 年の秋まで毎週に渡って開催されることになった。

1975 年 7 月 22 日、市議会に対し、フォーラムの要求を受けて、現在の 17 地区議会構想や 45 日から 60 日に及ぶ「政策のクーリオングオフ制度」などが盛り込まれた決議案が提案された。しかし、地区議会の組織構成が統一されていたことや地区議会の都市計画や開発計画における公式的な権限を付与することについて市議会全体の同意を得られなかった。

しかし、当時の市議会は「市民参加は『制度』ではなく『プロセス』の問題である」として、市長に市民参加のプロセスを改善しながら、コミュニティー開発計画地区に対する補助金を継続するよう促す決議を採択した。市民参加フォーラムの代表者はこの決議に必ずしも賛成したわけではなかったといわれているが、フォーラムはその後解散、1975 年 9 月 30 日にシルベスター議員が起草した決議が最終決議として採択された。

最終決議には、次のようなことが記されている。

- ①各地区議会は、新旧あわせた団体を巻き込みながら自らの組織構成を決めなければならない。
- ②市と地区協議会は、同意に基づく「ワーク・プラン」を作成しなければならない（「契約」という言葉は意図的に避けられた）。
- ③現在有するコミュニティー団体の数、境界線の定義、規約の作成等を含めた必要 10 項目を記した計画をもって地区協議会と認知し、その設立には市議会の最終承認が必要である。

この決議は現在でも効力を有している。

3 17 地区議会の構造と地域での活動

(1) 概要

17 地区議会は市全体を包括しており、それぞれの地区の人口は 6,000 人から 27,000 人に及び、平均人口は 16,891 人となっている。ただし、他の米国の都市と同様に、セントポールのダウントウン（中心市街地）地区は他地域に比べて開発が遅れており、人口も 5,900 人程度である。

それぞれの地区議会は N P O であり、中には税制優遇措置を受けているところもある。それぞれの地区議会は、その設立に際して市議会の承認を受け、また市から補助金が交付されている以外は、基本的にそれぞれ独立した自治的組織である。つまり、地区議会の組織構成・選挙・他の団体との関係・委員会の設立・スタッフや事務所の場所などすべては自らが規約(bylaws)を通して決めることになっている。また、市からの補助金が交付されているからといって、他の N P O が享受している補助金を享受することができないというわけではない。

地区議会の活動に関して市からの制限は 2 つのみである。第 1 に、地区議会は無党派であること、第 2 に、市から交付された補助金はその活動のために使用しなければならないことである。

(2) 選挙

選挙の方法は、それぞれの地区議会の規約で定めることになっており、その形態は多様である。

17 のうち 15 地区議会は年次総会で地区議会議員の選挙を行い、残り 2 地区議会は選挙とは別の投票で決定する。

17 のうち 7 地区議会は地区全体の選挙、8 地区議会は地区議会をさらに細分化した選挙区で、残り 2 地区議会は両者の混合である。

17 のうち 9 地区議会は一般会員の議員だけでなく特定の団体から選ばれるポストがある。

地区議会の構成員数は、5 名から 35 名まで幅が広く、通常は 15 名から 20 名となっている。

年次総会の平均出席者数は、30人から200人となっている。

(3) 境界線

多くの境界線は、「市民参加フォーラム」（「2-17 地区議会の沿革」参照）で大部分が決定されたものである。当時、境界線の作成段階で何か問題が生じれば、市民団体は当事者間で議論し、その議論は最大で45日間及んだと言われている。

多くの境界線は1967年の「市計画委員会地図」に基づいて、「コンセンサス」により形成されたが、第13地区議会(Merriam Park)はコンセンサスがとれず、3つの組織が分裂した状態になっている。

境界線の変更はしばしばあり、近年では第9地区議会(West 7th)と第15地区議会(Highland)の間で境界線の変更が行われた。



(4) 資金

① 政府資金

市の市民参加制度に係る資金は、計画・経済開発局の予算で支弁される市全体の調整を行う2名の「市民参加コーディネーター（Citywide Participation Coordinator）」の給与を除いて、すべてそれぞれの地区議会に直接配分される。

17の地区議会の資金のうち、11地区議会は連邦政府のコミュニティー開発包括補助金（CDBG）を財源としており、残りの6地区議会是一般財源でまかなわれている。

② 民間資金

ユナイテッド・ウェイ（United Way）は8地区議会のコミュニティーセン

ターの運営資金に配分され、これらのコミュニティーセンターは地区議会にとって重要な役割を担っている。

近年増加しはじめたのがマックナイト基金(McKnight Foundation)からの補助金で、その基金により地区議会の運営資金の半分がまかなわれている。

(5) スタッフ

それぞれの地区議会は、自らの有給スタッフを任命する権限を有しているが、常勤職員1名に非常勤職員2名という体制が通常である。

地区議会スタッフの給料は、同職の市職員である市民参加コーディネーターより高額な場合が時として見られ、批判の対象になっている。しかし、一方で、市の補助金関係事務やその他地区議会に対する要求が多くあり、地区議会のスタッフを多忙にさせているとの意見も出ている。

(6) 地区議会の開催

それぞれの地区議会は少なくとも月に1度は定例会を行い、同時に執行部会や各種委員会も行われる。

(7) 住民への広報等

定例会の開催通知なども含めて地区議会の活動状況は、ニュースレターの作成と配布を通して行われる。多くの地区議会は独自のホームページを持っており、ニュースレターをオンラインで閲覧することが可能である。

定例会の開催等重要な案件は、ビラを作成し、ほぼ全世帯にドア・ツー・ドアで配布されるところが多い。「Block Club」と呼ばれる町内会組織は、を始め、犯罪防止のための見回りなどをブロック単位で行う組織であるが、彼らがそのようなビラの配布を行っている地区議会もある。

(8) コミュニティーにおける活動

① 土地利用に関する問題

各地区議会は優先事業や優先分野を有しており多様であるが、共通して重要視されている分野が「土地利用」に関する問題である。

例えば、土地開発業者によるゾーニングの問題・環境に関する問題・車の違法駐車の問題などの問題に対し、多くの地区議会が解決に向けて取り組み、実際、大きな成果を挙げているといわれている。

② その他の分野

土地問題以外では、犯罪防止(Crime Watch)・リサイクル・危険廃棄物・汚染管理・近隣清掃・排水溝管理・各種祭典・芸術事業・コミュニティーガーデン・交通整理・公園開発・従業員研修・ポルノ反対運動・植栽事業

などが見られる。また、コミュニティーセンターの建築も大きな取り組みの一つである。

4 市による主な支援事業

(1) 資本改善予算委員会への参画

「資本改善予算(Capital Improvement Budget; CIB)」とは、下水道・道路・公園・市のビル・住宅や経済開発事業などの修理や建設を含めた長期的な資本形成に必要な財源を手当てするための予算で、約 45%は連邦・州の補助金、残り約 55%は市債²でまかなわれている。

【セントポール市における資本改善予算の作成過程】

資本改善予算は市長及び市議会による承認は毎年行われるが、その策定や査定については隔年で行われる。

奇数年

- 1月 市民団体と市当局による資本改善予算案の作成
- 2月初旬 各団体からの資本改善予算案の要望締切
市当局による初期査定（隔年で更新される基準に基づく）
- 4月 市民で構成される特別委員会(Task Forces)による査定
- 5月下旬 特別委員会による資本改善予算委員会への勧告
- 6月下旬 資本改善予算委員会による市長への勧告
- 7月 市長による公聴会の開催
- 8月中旬 市長による予算案の提出
市議会による公聴会の開催、市長による予算案の査定
- 12月中旬 市議会による来年度予算の採択と再来年度暫定の承認

偶数年

暫定予算は、生命財産の危機にさらされる場合・市以外の財源が確保できた場合・その他の事業との調整の場合に限り、資本改善予算委員会の勧告・市長提案・市議会の承認を経て改訂される。

セントポール市では、資本改善予算の作成過程において「市民参加」が大きく推進されていることが全国的にも有名である。

市民参加を促しているのが、資本改善予算について市長への勧告権を有している「資本改善予算委員会(CIB Committee)」である。

資本改善予算委員会の委員は総勢で 18 名であるが、そのうち 17 名が市長と市議会の承認を得て各地区で選出され者であり、残り 1 名は市議会の承認

² General Obligation Capital Improvement Bonds

を得て市長が任命する者である。

資本改善予算委員会は、「コミュニティー施設」「道路・公益事業」「住宅・経済開発」の3つの分野の特別委員会(Task Force)の委員を任命する。その際、市側の承認は一切必要ない。総勢で120名程度の市民から構成される各特別委員会は、それぞれに割り振られた事業の査定を行う。

実際の査定は、影響を受ける地区の視察バスツアーや各地区議会で議論が行われた後、特別委員会の委員の各得点の総計で行われ、特別委員会は資本改善予算委員会に対する勧告を5月下旬頃に行う。

勧告を受けた資本改善予算委員会は、必要であれば若干の修正を加えた上で市長への勧告を6月下旬頃に行う。

実際のところ、市長も市議会も、資本改善予算委員会の勧告を最大限に尊重し、ほとんど彼らの勧告に変更を加えないと言われている。

(2) 初期通知システム

初期通知システム(Early Notification System)とは、市の提案・計画・各種活動の情報を適時にコミュニティー組織に伝達し、コミュニティーの反応を市の活動にフィードバックさせるためのシステムで、1979年に制定された条例(8ページ程度)により規定されており、何度か改正されている。

このシステムは、各地区と市全体の2つのメーリングリストからなり、その中には、各地区のコミュニティーの連絡者、2名の地区議会議員、2名の市民団体代表者及び地元新聞社も含まれている。

市の各部局、このシステムを使って各種の活動を伝達するが、単なる通知に終わらず、事業の背景にある理由等により詳細に伝える努力がなされている。

市民参加コーディネーター(Citizen Participation Coordinator)は、メーリングリストの維持管理及び通信記録の一元的な管理を行い、市職員がこのシステムを利用する際の研修も担当している。

(3) 市民組織パートナーシッププログラム

市民組織パートナーシッププログラム(The Civic Organizations Partnership Program)は、個人起業家による小規模ビジネスに対する小額助成制度であるが、実際の助成対象の中には、犯罪防止・福祉・芸術祭の開催など商業地区・住宅地区における再活性化事業も含まれていることから、多くの地区議会は当該助成金に対し申請を行っている。

(4) 地区計画

過去30年間で土地利用に関する大小合わせて約40の地区計画が作成され、市の包括計画の一部として承認されてきた。1998年、包括計画の更新に合わせて地区議会は新しいコミュニティー計画を提出した。

(5) コミュニティーセンター

8 地区で独自のコミュニティセンターを所有しており、多くの N P O の活動場所として、また市民の憩いの場として活用されている。

建築コストはコミュニティ開発包括補助金 (C D B G) や資本改善予算により支出されたが、運営コストについては地区議会の予算内で行うこととされ、近年では財政難から新たな財源を求める動きがあり、実際、ユナイテッドウェイなどの民間資金が投入されている。

(6) 市職員との連携

① 市民参加コーディネーター

計画・経済開発局の予算で支弁されている 2 名の市民参加コーディネーター (Citizen Participation Coordinator) は、各地区議会に多くの情報を提供し、問題があればその仲裁に入るなど、大変大きな役割を担っている。

また、初期通知システムのリストの管理も行っている (前述)。

② 計画・経済開発局職員

計画・経済開発局 (Planning and Economic Development Department) 職員と地区議会との連携は強く、計画や提案の大部分はまず影響を受ける地区議会に相談され、その後に都市計画委員会や市議会に話が行く形になっている (ただし、ダウンタウン地区の計画や提案はその限りではないことには注意が必要である)。

③ 市民サービス局

セントポール市には、市民サービス局 (Citizen Service Office) があり、市のサービスを必要としている市民に対し、適切な部局を紹介することが主な職務となっているが、地区議会との直接的な関係はない。

一方、地区議会は市民サービス局の役割も担っており、多くの市民は市に直接相談せず、地区議会に相談することが多い。

(7) 諮問委員会

セントポール市には 46 の諮問委員会 (Advisory Board) が存在し、多くは市又は市議会により任命される。地区議会に関する諮問委員会は下記のとおりである。

① コミュニティー諮問委員会

コミュニティ諮問委員会 (Neighborhood Advisory Committee) では特に

Hubert H. Humphrey Job Corps Center³と第 13 地区とのコミュニケーションを促進している。

②セントポール・コミュニティーネットワーク

市長が 15 名の諮問委員を任命しているセントポール・コミュニティーネットワーク(Saint Paul Neighborhood Network)では、NPOが提供するコミュニティーを基盤としたケーブルテレビ番組の規制等を行っている。

³ 連邦政府のイニシアチブで作られた職業訓練センター

資料 1 コミュニティーを基盤とした非政府組織

(The National Community Building Network より)

主張団体 (Advocacy Organizations)

Association of Community Organizations for Reform Now (ACORN)

全国で最も大きな低所得者のための組織。40 都市の約 500 のコミュニティに支部があり、100,000 人の会員を持つ。

Center for Neighborhood Technology (CNT)

「すべての者が生き活きとした都市コミュニティを享受できるような新しい方法を発明すること」という独自のミッションを持つ団体。

Corporation for Enterprise Development (CFED)

低所得者・衰退するコミュニティにおける資産形成・経済機会の創出を促進する団体。

Institute for Community Economics (ICE)

コミュニティの土地信託 (CLT) やコミュニティへの投資を通して、コミュニティ開発を行う全国組織。

National Funding Collaborative on Violence Prevention (NFCVP)

暴力防止のための活動を通して、コミュニティと家族の安全・健康・平和を促進するために活動を行う団体。

ファンデーション (Foundations)

Annie E. Casey Foundation

米国の不利益を被っている子供や家族のための事業に支援をする団体。

Edna McConnell Clark Foundation

30 年間、低所得者コミュニティの生活改善のために活動を行ってきた団体。

Enterprise Foundation

低所得者でも入手可能な住居、安全な通り、就職機会の増進、子供へのケアなど、低所得者層に供給する団体。コミュニティ開発公社の主要なファンデーションのひとつ。

Ewing Marion Kauffman Foundation

「健全のコミュニティでの自助努力」がビジョンのファンデーション。

Ford Foundation

コミュニティ開発公社の主要なファンデーションのひとつ。「資産形成とコミュニティ開発」「平和と社会的正義」という広いテーマで支援活動を行う全国的・国際的な事前ファンデーション。

John D. and Catherine T. MacArthur Foundation

人間の尊厳を維持するため、団体や個人を支援する民間の独立のファンデーション。

Neighborhood Funders Group

コミュニティを改善する低所得者層を支援するための、が全国的なファンデーション。

Rockefeller Foundation

貧困や迫害された者の生命を豊かにするための活動を行う世界的に有名なファンデーション。

United Way of America

アメリカのコミュニティーに大切なニーズに対処するために、パートナーシップの形成やコンセンサス醸成、資源の最大化を図るファンデーションである。

情報センター (Information Centers)

Community Building Resource Exchange

貧しいコミュニティーの再生や住民や家族の状況の改善のための、改革的なコミュニティーについての情報などを提供している。

Community ToolBox

コミュニティーの健康状態を促進し人々やアイデア、資源をつなげるための道具を提供する組織。

EconData.Net

600にも及ぶ社会経済データや地域経済データの有用サイトトップ10など、地域経済活性化のための情報を提供する団体。

Foundation Center

支援を求めている者を助け、公共の理解を促進しながら、慈善活動を支援する組織。

Grass-roots.org

全国で最も革新的な草の根運動を紹介する組織。

Independent Sector

公共の利益のために働く民間の活動を育成するため、非営利組織やコミュニティーを強め協力する。

National Neighborhood Indicators Project (NNIP)

地方団体の政策決定やコミュニティー形成のため、コミュニティーレベルでの情報システムを活用するための都市型組織や地域団体の共同体。

National Training and Information Center

草の根運動のリーダーシップを育成し、課題認識型コミュニティーを育成していく組織。

National Youth Development Information Center (NYDIC)

コストをかけずに、全国レベルから地域レベルまでの、若者の育成に係わる情報を提供する組織。

Neighborhoods Online

1995年に設立され、米国のコミュニティー形成者にとっての情報センターとしての役割を担う組織。

YouthActionNet

効率的な変化をリードするためにはどうしたらいいか、共に学ぶことで、将来のリーダーとなる若者を育成する組織。

メディア(Media)

New Village

the national organization Architects/ Designers/ Planners for Social Responsibility (ADPSR) により半期に一度出版されるジャーナルで、コミュニティー計画や開発再生におけるリーダーシップが焦点となっている。市民活動家のためにも参考になる本である。

Nonprofit Quarterly

付加価値ベースのマネジメントや情報をリーダーに提供する雑誌。

Shelterforce

the National Housing Institute により出版される、全国でもっとも古い（25年以上）住宅とコミュニティーについての雑誌である。この雑誌は低所得者のための住宅やコミュニティー再生のために働いている組織者や活動家のための雑誌である。

Street-Level Youth Media

Chicago's inner-city youth in media arts の教育のための雑誌で、自己表現や社会変化のための最新技術等を提供する雑誌。

ネットワーク・会員・組織化(Networks and Membership Organizations)

Alliance for National Renewal (ANR)

コミュニティー再生のため 200 以上の全国組織・コミュニティー組織と連携をしている。

American Community Gardening Association (ACGA)

都市型・郊外型コミュニティー両方の職業人・ボランティア・支援者による全国規模の N P O。

Building Better Communities Network (BBCN)

コミュニティー関連施策の成功事例をウェブサイトやフォーラムの開催により情報提供する組織。

Civic Practices Network (CPN)

「新しい市民主義」「市民再生」の動きのもとに設立された組織。アメリカのコミュニティーが抱える問題を解決するための道具を提供。

Coalition for Community Schools

コミュニティーや家族を強化することで、教育の改善と生徒の学習を支援する組織。

Coalition for Healthier Cities and Communities

コミュニティー型の開発を通して、コミュニティーの生活の質を改善するために設立された官民協働の組織。

Coalition on Human Needs (CHN)

低所得者の問題に取り組む全国規模の共同組織。子供・女性・老人・障害者の福祉を増進するために、人権・宗教・労働・職業関係組織もメンバーに含まれている。

Communitarian Network

道徳的・社会的・政治的環境の改善のために立ち上がった個人と団体の共同体。国際的な非政治組織。

Community Development Society

1969年に設立。コミュニティー開発の実践者やコミュニティーのリーダーのための組織。教育・健康・福祉・政府・経済開発など多様な分野に渡る。

Community Technology Centers' Network (CTCNet)

市民が無料もしくはわずかなお金でコンピューターを利用できる、全国に700以上あるコミュニティー・テクノロジーセンターの全国的な共同組織。

Congress for the New Urbanism (CNU)

1993年にサンフランシスコを拠点として設立。建築家・土地開発業者・都市計画プランナーなど都市開発関係者の組織。ニューアーバニズムの実践方法を教育している。

National Community Reinvestment Coalition (NCRC)

低所得者やマイノリティーの住むコミュニティーにとっても利用できる銀行サービスを促進するNPO。

National Congress for Community Economic Development (NCCED)

1970年に設立。3,600以上あるコミュニティー開発公社の共同組織。コミュニティー型の開発を進める。

National Low Income Housing Coalition (NLIHC)

低所得者層も入居可能な住宅建設を促進する。住宅に関するコミュニティーの教育も行う。

National Neighborhood Coalition

健康的で持続可能なコミュニティーを作るために活動する組織の共同組織。

National Trust for Historic Preservation

Ever since it was founded in 1949, the National Trust has shown how preservation can play an important role in strengthening a sense of community and improving the quality of life.

NeighborWorks Network

低所得者が安全で購入可能な家を購入するのを支援する220以上のコミュニティー型組織の全国的なネットワーク組織。

Smart Growth America

農場や空き地のよりよい開発、コミュニティーの再生、低所得者用住宅の建設などを促進する全国的な共同体。

Smart Growth Network

スマート・グロースに関係する情報提供ネットワーク。フォーラムの開催や教育などを通して、スマート・グロースの考え方を普及させることが目的。

Welfare to Work Partnership

失業者や低所得者層の働く環境を改善するために作られたNPO。

政策・調査 Policy and Research

Applied Research Center

人種の変化や社会的な変化を中心に調査する政策提言・教育・調査機関。

Aspen Institute Roundtable on Comprehensive Community Initiatives

1992年に設立。包括的コミュニティー事業に従事する市民が、共通の問題について情報を交換する。

Center for Law and Social Policy (CLASP)

貧困層に影響を与える法律や政策についての専門調査機関。教育・調査・提言を通して、低所得者層の経済環境等を改善する。

Center for Policy Alternatives (CPA)

州議会議員や州の政策機関のために、公共政策やリーダーシップ開発を指導する非政治組織。

Center for Voting and Democracy

どのような投票システムが市民参加などに影響を与えるのか調査研究する機関。

The Center on Budget and Policy Priorities

低所得者への影響を中心に、あらゆる層の政府の政策を調査する非政治組織。

Civic Source

コミュニティーのリーダーや草の根運動指導者のための調査機関。

Institute for Community Research

多様な社会における健康・教育などの平等な利用権について調査する組織。

Manpower Demonstration Research Corporation (MDRC)

低所得者の福祉を増進する仕事は何かを中心に調査する組織。

Pew Partnership

強力なコミュニティーに必要な解決方法を探る市民調査機関。

PolicyLink

地域・経済・技術・民主主義の4つの分野を通して、低所得者層の公平性を探る調査提言機関。

Research Forum on Children, Families and the New Federalism

子供や家族の福祉やコミュニティーに関連する政策について調査研究する組織。

Right Question Project

マサチューセッツ州ケンブリッジを拠点に活動する、民主主義促進のために簡単に使える教育戦略を打ち立てるNPO。

Study Circles Resource Center (SCRC)

重大な公共の問題について、顔の見える対話・行動を通して、多様な人々を民主主義に参加させるコミュニティーを支援する。

United for a Fair Economy (UFE)

貧富の格差拡大に取り組む個人や組織を顔の見える教育などを通じて支援する組織。

Urban Institute

1969年にワシントンDCで設立された政策調査研究機関。政府の決定や政策の実行を改善し、必要な公共選択について、市民の関心を増加させることを目的としている。

Welfare Information Network (WIN)

社会福祉事業における技術的な支援について調査研究する情報センター。

研修・技術的支援(Training and Technical Assistance)

Association for the Study and Development of Community (ASDC)

コミュニティーの健康・経済的平等・社会的正義を増進することが目的の組織。

Center for Community Change

貧困の拡大を食い止め、低所得者層のコミュニティーを改善することが目的の組織。

Connect for Kids

家族や子供のためにコミュニティーを改善する大人を支援する組織。

Creative Communities

生活改善と自己満足の拡大のため、子供や若者が文学や芸術にアクセスできるよう働きかける組織。

Do Something

コミュニティーで違いを見せる若者のための研修を提供する全国組織。

LISTEN, Inc.

14歳から29歳までの若者がコミュニティーの問題解決に参加できるよう、研修を提供する組織。

Local Initiatives Support Corporation (LISC)

コミュニティーの再開発のために、補助金や貸付金などを提供する。

Neighborhood Reinvestment Training Institute

低所得者層のための住宅改善の提供やコミュニティーの経済開発、生活の質の改善などに関係するスタッフを育成する研修を提供する組織。

大学単位の事業 (University-Based Programs)

Asset-Based Community Development Institute (ABCD)

1995年に Northwestern University's Institute for Policy Research のコミュニティー開発事業により設立。John Kretzmann and John L. McKnight の30年にわたるコミュニティー開発についての調査研究の結果、設立された。

Center on Urban Poverty and Social Change

Case Western Reserve University の Mandel School of Applied Social Sciences にあり、都市の貧困や社会的経済的変化が低所得者のコミュニティーにどのような影響を与え、彼らの生活が富裕層にどのような影響を与えているかを中心に研究している。

Institute for Research on Poverty

米国の貧困と社会的不平等の原因と結果を調査する全国的な大学単位の調査機関の共同組織。

資料2 ニューヨーク市自治憲章（抜粋）

（2001年11月現在）

第69章 コミュニティ区（コミュニティ・ディストリクト） 及び行政サービス提供の単位化

第2700条（目的）

この章は、コミュニティ区及びサービス区が、市民生活に関する企画立案、地域における住民の市政参加及び地域に市の行政サービスを提供する関係行政機関の効率的・効果的な運営の推進のために活用されるよう、促進助長することを目的とする。

第2701条（コミュニティ区）

- a 各コミュニティ区は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1)単一の行政区に包含され（この条d項及びe項に掲げる場合を除く。）、市の発展の過程で生じた歴史的・地理的共通性及び同一性を有する地域であること。
 - (2)市の関係行政機関が各コミュニティ区を単位として供給することが要請されている行政サービス（警察、衛生関係部局が提供するサービス等をいう。）について、その効率的・効果的な供給が可能となるような区割りとなっていること。
 - (3)面積が小規模な連続した地域であって、その地域内の人口が25万人以下であること。
- b 各コミュニティ区の擁する人口は、可能な限り均等なものでなければならない。
- c マンハッタン区の中央業務集積地域（59丁目以南）に関しては、市議会は、その金融活動、企業活動、娯楽活動の中心地たる特質が反映された区割りによるコミュニティ区の区割り図を採択することができる。この場合においては、市議会は、夜間人口に加え、当該地域における労働者その他の昼間の人口についても考慮しなければならない。
- d 略（ルーズベルト島に関する取扱い）
- e 略（ハーレム川北岸地域に関する取扱い）

第2702条（コミュニティ区区割り図の調製及び採択）

- a 1989年11月7日現在で有効なコミュニティ区区割り図は、この条の規定により変更されるまでは、なお有効なものとする。

1994年5月1日まで及びその後10年ごとに、市長は、市議会に対し、現在有効な区割り図及びその市長が適切と認める変更案を提出しなければならない。この場合のほか、市長は、適切と認める場合は、市議会に対し、区割り図の変更案を適時提出することができる。これらの場合においては、市長は、10年ごとに実施される国勢調査の直近の結果に示された人口動態の変化を勘案し、前条に規定するコミュニティ区の要件に適合するよう考慮しなければならない。また、区割り図の見直しに当たっては、コミュニティ区の縮小により当該コミュニティ区における行政サービスの提供がより効率的かつ効果

的に行われるかどうかについて考慮に入れなければならない。市長による区割り図の変更の提案が人口7万5千人以下のコミュニティ区を創出することになる場合は、市長は、本来コミュニティ区を単位として行うことが要請されている特定の行政サービスの提供について、当該コミュニティ区については単位化を差し止めることによりサービスの提供がより効率的又は効果的に行われることになるかどうかを勘案し、当該特定の行政サービスの提供について当該コミュニティ区を一単位とすることを取り止める旨の提案を、区割り図の変更の提案と併せ行うことができる。

市長による区割り変更提案は、「コミュニティ区区割り図仮改定図」と称するものとする。

- b 市長は、コミュニティ区区割り図仮改定図の調製に際しては、行政区長、市計画委員会、コミュニティ委員会並びにその他の市民団体、コミュニティ団体及び地域団体に対し、事前に協議するとともに、これらの団体の提言を考慮に入れなければならない。
- c 市長は、コミュニティ区区割り図仮改定図を、公報及び各行政区において周知し、行政区長との共催で、各行政区において少なくとも1回以上公聴会を実施しなければならない。市長は、最後の公聴会を実施してから60日以内に、適当と認めるコミュニティ区区割り図仮改定図を市議会に提出しなければならない。
- d 市議会は、市長から提出のあったコミュニティ区区割り図仮改定図について、公聴会を開催し、提出後120日以内に、決議により、当該仮改定図を採択し、若しくは一部変更して採択し、若しくは不採択としなければならない。市議会が市長から提出のあった仮改定図を変更せず採択した場合、又は市長が市議会による仮改定図の変更に同意した場合においては、改定後の区割り図は、当該改定に係る市長の提案の中で特定された日又は市議会により変更され市長の同意を得た日から効力を生ずるものとする。市議会が仮改定図を不採択とした場合、市議会が市長による仮改定図の提出後120日以内に所要の措置を講じなかった場合又は市長が市議会による仮改定図の変更に応じなかった場合においては、既存の区割り図は有効なものとして存続するものとする。

第2704条（行政サービス提供の単位化）

- a 次の各項に掲げる行政サービスの提供の責務を負う市の行政機関の長は、同各項に定めるとおり地域サービス供給区を設定しなければならない。
 - (1)各コミュニティ区を単位とするもの 公園業務、余暇業務、路上清掃及び廃棄物収集業務、警察による巡回業務及び社会福祉業務（コミュニティ行政、コミュニティ開発、青少年行政、児童福祉行政等をいう。）
 - (2)複数のコミュニティ区又はこれらの集合体を単位とするもの 建築基準規制業務、道路維持修繕業務、下水道維持修繕業務及び保健行政（病院業務を除く。）
- b 略（警察巡回業務に関する特例）
- c a項に掲げるもののほか、市議会の決議（市長による同意を得たものに限る。）又は市長令により、複数のコミュニティ区又はこれらの集合体を単位として提供されるべきサービスを追加的に定めることができる。

- d a 項又は c 項の規定により定められたサービス以外のサービスを地域に提供する市の行政機関の長は、可能な限りコミュニティ区の区割りに一致するよう配慮しながら、地域サービス供給区を設定しなければならない。
- e この条において、「行政サービス提供の単位化」とは、a 項に掲げる業務又は c 項により定められた業務に関し行政機関により設定された地域サービス供給の境界が、コミュニティ区の境界と一致していることをいう。

第 70 章 コミュニティにおける市政

第 2800 条 コミュニティ委員会（コミュニティ・ボード）

a 第 69 章の規定により設置されたコミュニティ区には、コミュニティ委員会を置かなければならない。コミュニティ委員会は、次に掲げる者により構成されるものとする。

(1) 行政区長により任命された任期 2 年の 50 名以下の市民。任命を受けるべき者の少なくとも半数は当該コミュニティ区を含む選挙区から選出された市議会議員の指名を受けた者から選ばなければならない。

(2)(1)に掲げる市議会議員。ただし、これらの委員は投票権を有しないものとする。

(1)に掲げる市議会議員の指名を受け任命される委員の数は、当該市議会議員により代表される選挙区ごとの人口に比例した数としなければならない。市計画委員会は、第 2 章 A の規定に基づき選挙区の区割り見直しが行われたとき、又は第 2702 条の規定に基づきコミュニティ区の見直しが行われたときは、各市議会議員により代表される当該コミュニティ区内の人口数の比率を改めて決定しなければならない。当該決定の内容は、当該コミュニティ区を管轄する行政区長、コミュニティ委員会及び市議会議員に通知されなければならない。

コミュニティ委員会の委員に任命された者のうち、半数は奇数年の 4 月 1 日から 2 年間の任期で就任するものとし、残り半数は偶数年の 4 月 1 日から 2 年間の任期で就任するものとする。各委員は、後任の委員が任命されるまではその任にあるものとする。ただし、本来の任期を 60 日を超えて務めることはできない（行政区長により再任された場合を除く。）。

任命される委員のうち、市職員の身分を有するものの数は、4 分の 1 を超えてはならない。

当該コミュニティ区に居住せず、若しくは当該コミュニティ区と経済的・職業的な関係を持たず、又はその他の重要な利害関係を有しない者は、当該コミュニティ区のコミュニティ委員会の委員に任命され、又は再任されてはならない。

行政区長は、コミュニティ区の内部において、異なる地理的区分に属する住民が等しく代表されるよう、必要な措置を講じなければならない。行政区長は、コミュニティ委員の任命に当たり、任命を受ける者の集合体が地域のあらゆる階層を包含しているかどうか考慮しなければならない。

コミュニティ委員会、市民団体その他の地域組織並びに自治的住民組織は、行政区長及び市議会議員に対し、当該団体が指名するコミュニティ委員の候補者のリストを提出することができる。

- b 任命された委員は、6ヶ月以上にわたり委員会への欠席数が著しく多いときは、行政区長の決定又はコミュニティ委員会の多数決により、その職を失う。任命された委員に欠員が生じたときは、欠員事由が生じた後速やかに、残りの任期を務める委員として行政区長により補充されなければならない。
- c コミュニティ委員会の委員は、職務の遂行に当たり報酬を受けないものとする。ただし、定例的に開催される委員会への出席に伴い必要が生じた実費については、これを弁償する。
- d コミュニティ委員会は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1)管轄するコミュニティ区の行政需要を勘案すること。
 - (2)コミュニティ区の住民の福祉向上に関するあらゆる案件について、公職者、市の行政機関、立法機関又は行政区長に協力し、相談し、及び支援を与えること。
 - (3)その裁量により、コミュニティ区の住民の福祉向上に関するあらゆる案件について、公聴会、聴聞又は調査を実施すること。ただし、これらの活動は、一般に公開して行わなければならない。
 - (4)市の各部局その他の行政機関によるコミュニティ区の住民との意思疎通及び情報提供を支援すること。
 - (5)共通する問題に関し、他のコミュニティ区のコミュニティ委員会と協力すること。
 - (6)市長、市議会及び行政区に対し、各年終了後3ヶ月以内に年次報告書を提出し、及び市長等が要請に基づきその他の報告書を提出すること。
 - (7)委員会内部で役員を選出し、規約及び委員会によりこの項の規定に基づき任命されたコミュニティ区管理者その他の事務局員に割り当てられる職責内容を採択し、及びこれらを一般の閲覧に供し、並びにその活動に関する記録文書（委員会議事録、多数・少数意見記述書及び法律の定めにより委員会が検討すべきこととされているすべての文書をいう。）を保管し、公選職にある公務員の求めに応じて当該文書を提供し、及び一般の閲覧に供すること。
 - (8)委員会の会議に市の関係部局の代表者の出席を求めること。
 - (9)コミュニティ区の成長、改善及び開発に関する包括的計画及び特別な目的を伴う計画を準備すること。
 - (10)年毎に当該コミュニティ区における行政需要に関する記述書を作成し、市長の定める期日までに市長に提出すること。当該記述書には、当該コミュニティ区の概要、当該コミュニティ区が有する現時点及び将来における行政需要とこれに対する委員会の評価並びに市の行う各種事業についてこれらの行政需要に対応するために市がとるべき必要な措置の提言を記載するものとする。
 - (11)コミュニティ区における公共基盤整備の必要性に関し市の関係部局と相談し、公聴会を行い、並びに次会計年度及び以後3年度間の市の投資的予算における当該基盤整

- 備に係る経費見積もり及び順位付けを行い、市長に提出すること。
- (12)市、州又は連邦の所管する地域開発プログラムに関し、当該コミュニティ区におけるその資金配分及び用途のあり方について公聴会を行い、市長、市議会及び市計画委員会に対し提言を行うこと。
 - (13)コミュニティ区が必要とする市の事業で市の運営予算から賄われるべきものについて、関係部局と相談し、市の予算見積もりについて検討し、当該コミュニティ区の需要及び当該予算見積もりに関する公聴会を行い、次会計年度の運営予算における優先順位について市長に対し提言を行うこと。
 - (14)コミュニティ区において実施される個々の公共資本整備事業の計画作成を支援し、並びに事業の範囲及び設計デザインに係る案について検討を行うこと。ただし、事業範囲又は設計デザインに関する検討は、当該案が回付されてから 30 日以内に完了させなければならないものとする。
 - (15)コミュニティ区において実施される公共資本整備事業の進捗状況について、提供された状況報告書に基づき評価すること。
 - (16)当該コミュニティ委員会のコミュニティ区内において実施の提案又は申請が行われている公共事業について、法令の定めにより作成される環境影響評価書の様式及び内容を決定するため市が開催する関係部局会議に代表者を参加させること。
 - (17)コミュニティ区内に位置する土地の利用、開発又は改善に関する公共体又は私的事業体による事業申請及び事業提案について、公聴会の実施、市計画委員会への提言書の提出等、事業初期における検討を行うこと。
 - (18)市の各機関が当該機関の目標、責務、所管事業及び具体的活動を記述した業務説明書を作成する際、当該コミュニティ区に係る記述内容の作成を支援し、及び点検すること。
 - (19)市の各機関により当該コミュニティ区において提供される行政サービスの量及び質を評価すること。
 - (20)予算の範囲内において、市の行政サービスや事業についてコミュニティ区の住民に広報し、並びに住民からの苦情、要請及び照会を処理すること。
 - (21)コミュニティ区内において活動している地域団体の存在を特定・把握し、その団体名と住所の一覧表を作成・維持し、当該団体の同意に基づきその住所を住民の求めに応じて提供するなど、住民との情報交換・共同活動が可能な態勢を整えること。
- e 市の機関は、コミュニティ委員会に対し、その求めに応じて速やかに、委員の業務遂行に必要な情報を提供し、支援を行わなければならない。
- 市の機関は、コミュニティ委員会に対し、定期的に、当該コミュニティ委員会が所管するコミュニティ区における当該機関の行政サービス提供活動について報告しなければならない。
- f 各コミュニティ委員会は、予算の範囲内において、コミュニティ区管理者を任命するものとし、及びその他の適切と認める専門家及びコンサルタント(地域計画士などを含む。)からコミュニティ区の運営に関するサービスの提供を受ける権限を付与されるものとする。

る。これらの者は、コミュニティ委員会の意向に従って任務を行い、この憲章又は他の法令に規定するコミュニティ委員会の責務を果たすため、コミュニティ委員会に対し事務的・技術的な役務を提供しなければならない。

コミュニティ区管理者は、苦情の処理に関する責務を負い、コミュニティ区サービス評議会を主宰し、本条d項(7)の規定に基づきコミュニティ区管理者に割り当てられた職責の範囲内でコミュニティ委員会により割り振られたその他の職務を遂行しなければならない。

コミュニティ委員会の互選により、委員のうちの1名を議長に選出しなければならない。

選出された議長は、「コミュニティ委員会議長」以外の職名を使用してはならないこととし、その他の委員は、委員会の公的な地位（副議長、書記官、財務官、小委員会議長等の職をいう。）に選出又は任命され、その職責の遂行に伴いこれらの職名を使用する場合を除き、「コミュニティ委員会委員」以外の職名を使用してはならないこととする。市査察部は、コミュニティ委員会に係る職名の不正使用に関する申し立てについて調査し、その結果を市長、市議会及び当該コミュニティ委員会が設置されている行政区の区長に報告しなければならない。コミュニティ委員会の委員が不正であることを知りながら故意に不実の職名を使用したときは、違反行為1回につき100ドル以上250ドル以下の過料に処することができる。

コミュニティ委員会の議長又はその職務代行者は、コミュニティ区サービス評議会の一員とならなければならない。

コミュニティ委員会の委員は、コミュニティ区管理者となる資格を有するものとする。ただし、当該委員は、委員会による管理者選任の手續きに関わることを得ず、管理者就任の際又は事前に、委員の職を辞することを要する。

g コミュニティ委員会は、人件費として認められた予算の範囲内で、補助的職員を雇用することができる。

コミュニティ委員会がこの章の規定に従いその責務を果たすことを可能にするため市により割り当てられた予算は、コミュニティ委員会に対して直接配分されなければならない。コミュニティ委員会は、配分予算に付された条件に従う義務を負うものとする。基礎的な予算の配分額には家賃相当額は含まないものとし、各コミュニティ委員会の立地に応じて適当と認める家賃相当額を別途配分されるものとする。

h 7月及び8月を除き、コミュニティ委員会は月に少なくとも1回の委員会会議及び公聴会を当該コミュニティ区内において開催しなければならない。このほか、当該コミュニティ委員会の所管するコミュニティ区内における公共基盤整備事業については、その範囲又は設計デザインの案が委員会に提示されたときは、コミュニティ委員会は当該案について検討を行うための委員会会議を要請に応じて開催しなければならないものとする。その検討は、委員会が当該案の受領した日から30日以内に完了されなければならない。

コミュニティ委員会は、委員会会議及び公聴会を無線又は有線放送により一般の視聴

に供さなければならない。公聴会においては、委員会は公衆の意見を聞き取るための時間を設けなければならない。

行政区長は、委員会の求めに応じて、会議を開催するための場所を提供しなければならない。

- i コミュニティ委員会は、その責務に関連する事項について、小委員会を設置することができる。小委員会には、コミュニティ委員会委員のほか、当該コミュニティ区の住民又は当該コミュニティ区に重要な利害関係を有するものの参加を得ることができるものとする。ただし、小委員会の議長は、当該コミュニティ委員会の委員でなければならない。小委員会会議は、法令により特に定める場合を除き、一般に公開しなければならない。

第 2801 条 コミュニティ委員会の定足数及び議決

- a コミュニティ委員会の定足数は、任命された委員の過半数とする。
- b 定足数に達した委員会会議において投票権を有する委員の過半数により議決された決定は、委員会により有効になされた決定とする。

【執筆者】

第 4 章第 1 節	ニューヨーク事務所	所長補佐	中村直樹
上記以外	ニューヨーク事務所	所長補佐	浦上哲朗